

令和8年1月に判明した事務処理誤りの概要と対応

疾病任意継続保険料還付請求書の記載誤り（1件）

- 令和8年1月21日、疾病任意継続被保険者の資格を喪失された方（1名）へお送りした保険料還付請求書について誤った金額が記載されていることが判明しました。

疾病任意継続被保険者の方が資格を喪失された際の保険料の還付金額については、システムにより自動計算される仕組みとなっておりますが、特定の条件に該当する方が疾病任意継続被保険者の資格を喪失された場合において、当該自動計算が誤っていたことが原因です。

船員保険部より申請者様へ還付請求書に記載した金額に誤りがあったことを説明のうえお詫びし、正しい還付請求書を再度お送りする旨をお伝えし、了承いただきました。

再発防止策として、システム改修を実施し、自動計算機能が正しく作動していることを確認いたしました。

疾病任意継続保険料の納付書の記載誤り（1,609件）

- 令和8年1月27日、令和8年2月分の疾病任意継続保険料の納付書について、通知名が正しくは「船員保険疾病任意継続被保険者保険料」と印字されるべきところ、「情報開示手数料」と印字されていることが加入者の方からのご連絡により判明しました。

納付書の印刷・発送業務を委託している外部事業者へ提供したデータに一部誤りがあったことが原因です。

再発防止策として、システム改修を実施し、外部委託事業者へ提供するデータの誤りを解消いたしました。

なお、「情報開示手数料」の通知名の納付書で納付された方につきましては、船員保険部より「船員保険疾病任意継続被保険者納付証明書（令和8年2月分）」を今後送付するための準備を進めさせていただいております。

傷病手当金の支給金額誤り（1件）

- すすでにお支払い済みの傷病手当金について、過払いとなっていたことが令和7年1月23日に判明しました。

傷病手当金申請期間を誤り、支給決定したことが原因です。

ご本人に事情を説明のうえお詫びし、過払いとなった傷病手当金については返納していただくことについて了承いただきました。

再発防止策として、傷病手当金審査時においては、申請期間の始期・終期のみならず、申請期間合計日数の確認も必ず行うよう、改めて担当グループ内に周知しました。